

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
13	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

横浜市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

横浜市長

公表日

平成30年10月31日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護に関する事務
②事務の概要	<p>生活保護法に基づき、保護の決定、実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給の決定等を行うものとされている。保護は、保護を必要とする状態にある者(以下「要保護者」という。)の申請によって行われることを原則とし、保護の決定にあたっては資産、収入、能力その他あらゆるものを生活維持のために活用することが要件とされ、扶養義務者の援助や他の法律による給付は保護に優先して行われる。要保護者から申請を受けた実施機関等は、要保護者の自宅を訪問して生活状況を確認するほか、金融機関や官公署等へ必要な調査を行ったうえで、保護の要否、種類、程度及び方法を決定する。また被保護者が安定した職業に就いたことで保護を必要としなくなった場合は、実施機関等はその者に対して就労自立給付金を支給する。</p> <p>被保護者であって特定教育訓練施設に確実に入学すると見込まれる者に対して、進学準備給付金を支給する。</p> <p>なお、特定個人情報は次の事務に利用している。</p> <ul style="list-style-type: none">○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報照会事務 当該事務を行うにあたって必要となる情報を入手するため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条及び第19条で定める範囲において、他情報保有機関に対して照会を行う。○情報提供ネットワークシステム(中間サーバー)を使用した情報提供事務 番号法第22条による特定個人情報の提供に備え、国の定めたデータ標準項目について、統合番号連携システムを使用し、中間サーバーにアップロードを行う。○保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還または徴収に関する事務 当該事務を行うにあたって必要となる個人の基本情報や関係機関からの調査回答などを管理し、使用している。
③システムの名称	生活保護システム、情報共有基盤システム、統合番号連携システム、住民基本台帳ネットワークシステム、福祉保健システム
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護情報ファイル、統合番号連携ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none">・番号法第9条別表第一(15項)・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第15条各号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>【提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号別表第二 (9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116及び120項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。) (第8条第1号及び第2号、第9条第1号及び第3号から第5号、第10条の3、第11条第1号から第4号、第12条第1号から第6号及び第8号、第13条第3号、第14条第3号、第17条第1号、第19条第1号から7号、第20条第4号から第5号及び第7号から第8号及び第10号から第11号、第21条第1号及び第5号から第6号及び第8号から第10号、第22条第2号から第6号及び第8号及び第10号から第11号、第23条第1号、第24条第1号、第25条第8号、第26条の4第1号、第27条第3号、第28条第1号から第5号及び第7号から第9号、第32条第1号から第2号、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号から第6号、第47条第1項第2号から第23号、第52条、第53条第1号から第3号、第55条第1号及び第6号から7号及び第9号から第11号、第58条第1号、第59条の2の2第1号から第11号、第59条の3第1号及び第2号) <p>【照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号別表第二(26項) ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条各号
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	横浜市健康福祉局生活福祉部生活支援課
②所属長の役職名	生活支援課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	<p>横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882</p> <p>鶴見区役所 区政推進課広報相談係 230-0051 横浜市鶴見区鶴見中央3-20-1 045-510-1680</p> <p>神奈川区役所 区政推進課広報相談係 221-0824 横浜市神奈川区広台太田町3-8 045-411-7021</p> <p>西区役所 区政推進課広報相談係 220-0051 横浜市西区中央1-5-10 045-320-8321</p> <p>中区役所 区政推進課広報相談係 231-0021 横浜市中区日本大通35 045-224-8121</p> <p>南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112</p> <p>港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321</p> <p>保土ヶ谷区役所 区政推進課広報相談係 240-0001 横浜市保土ヶ谷区川辺町2-9 045-334-6221</p> <p>旭区役所 区政推進課広報相談係 241-0022 横浜市旭区鶴ヶ峰1-4-12 045-954-6023</p> <p>磯子区役所 区政推進課広報相談係 235-0016 横浜市磯子区磯子3-5-1 045-750-2335</p> <p>金沢区役所 区政推進課広報相談係 236-0021 横浜市金沢区泥亀2-9-1 045-788-7721</p> <p>港北区役所 区政推進課広報相談係 222-0032 横浜市港北区大豆戸町26-1 045-540-2221</p> <p>緑区役所 区政推進課広報相談係 226-0013 横浜市緑区寺山町118 045-930-2220</p> <p>青葉区役所 区政推進課広報相談係 225-0024 横浜市青葉区市ヶ尾町31-4 045-978-2221</p> <p>都筑区役所 区政推進課広報相談係 224-0032 横浜市都筑区茅ヶ崎中央32-1 045-948-2222</p> <p>戸塚区役所 区政推進課広報相談係 244-0003 横浜市戸塚区戸塚町16-17 045-866-8321</p> <p>栄区役所 区政推進課広報相談係 247-0005 横浜市栄区桂町303-19 045-894-8335</p> <p>泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央5-1-1 045-800-2335</p> <p>瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190 045-367-5635</p>
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	横浜市健康福祉局生活福祉部生活支援課 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 Tel.045-671-2404

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成30年10月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成30年10月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び全項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法に基づき、保護の決定、実施及び就労自立給付金の支給の決定等を行うものとされている。	生活保護法に基づき、保護の決定、実施、就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給の決定等を行うものとされている。	事前	
平成30年10月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	(追加)	被保護者であって特定教育訓練施設に確実に入学すると見込まれるものに対して、進学準備給付金を支給する	事前	
平成30年10月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	○保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還または徴収に関する事務 当該事務を行うにあたって必要となる個人の基本情報や関係機関からの調査回答などを管理し、使用している。	○保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、進学準備給付金の支給、保護に要する費用の返還または徴収に関する事務 当該事務を行うにあたって必要となる個人の基本情報や関係機関からの調査回答などを管理し、使用している。	事前	
平成30年10月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	生活保護システム、情報共有基盤システム、統合番号連携システム(統合宛名システム)、中間サーバー、住民基本台帳ネットワークシステム、福祉保健システム	生活保護システム、情報共有基盤システム、統合番号連携システム、住民基本台帳ネットワークシステム、福祉保健システム	事後	
平成30年10月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第19条により改正される住民基本台帳法別表第2の5の11及び別表第4の4の11	(削除)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月31日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム における情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号別表第二(9項 10項 14 項 16項 24項 26項 27項 28項 30項 31項 50項 54項 61項 62項 64項 70項 87項 90 項 94項 104項 106項 108項 116項 120 項)	【提供】 ・番号法第19条第7号別表第二 (9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、 31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、 90、94、104、106、108、116及び120項) ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 (第8条第1号及び第2号、第9条第1号及び第 3号から第4号、第10条の3、第11条第1号から 第4号、第12条第1号から第6号及び第8号、第 14条第3号、第17条、第20条第4号から第7号 及び第9号から第10号、第21条第1号、第4号 から第5号及び第7号から第9号、第22条第2号 から第6号、第8号及び第10号から第11号、第25 条第2号から第3号、第7号から第8号、第11号 及び第15号から第16号、第26条の4、第27条第 3号、第28条第1号から第5号及び第7号から第 9号、第32条第1号及び第2号、第33条、第35 条、第38条第1号から第3号、第39条、第43条 第1号から第3号、第5号及び第7号から第11 号、第44条第1号から第6号、第47条第1号から 第23号、第55条第1号、第6号から第7号及び 第9号から第10号、第59条の2第1号から第5 号、第59条の3第1号及び第2号) 【照会】 ・番号法第19条第7号別表第二(26項) ・行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主務 省令で定める事務及び情報を定める命令 第 19条各号	事後	
平成30年10月31日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ②所属長	生活支援課長 霧生 哲央	生活支援課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年10月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	南区役所 区政推進課広報相談係 232-0018 横浜市南区花之木町3-48-1 045-743-8121 港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0004 横浜市港南区港南中央通10-1 045-847-8321 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0016 横浜市泉区和泉町4636-2 045-800-2335	南区役所 区政推進課広報相談係 232-0018 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112 港南区役所 区政推進課広報相談係 233-0003 横浜市港南区港南4-2-10 045-847-8321 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0016 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335	事後	
平成30年10月31日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成30年10月1日時点	事後	
平成30年10月31日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年4月1日時点	平成30年10月1日時点	事後	
平成31年1月4日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	南区役所 区政推進課広報相談係 232-0018 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0016 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335 瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190 045-367-5635	南区役所 区政推進課広報相談係 232-0024 横浜市南区浦舟町2-33 045-341-1112 泉区役所 区政推進課広報相談係 245-0024 横浜市泉区和泉中央北5-1-1 045-800-2335 瀬谷区役所 区政推進課広報相談係 246-0021 横浜市瀬谷区二ツ橋町190 045-367-5635	事後	
平成31年1月4日	IVリスク対策	(なし)	(項目を追加)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年5月31日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステムにおける情報連携 ②法令上の根拠	【提供】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（第8条第1号及び第2号、第9条第1号及び第3号から第4号、第10条の3、第11条第1号から第4号、第12条第1号から第6号及び第8号、第14条第3号、第17条、第20条第4号から第7号及び第9号から第10号、第21条第1号、第4号から第5号及び第7号から第9号、第22条第2号から第6号、第8号及び第10号から第11号、第25条第2号から第3号、第7号から第8号、第11号及び第15号から第16号、第26条の4、第27条第3号、第28条第1号から第5号及び第7号から第9号、第32条第1号及び第2号、第33条、第35条、第38条第1号から第3号、第39条、第43条第1号から第3号、第5号及び第7号から第11号、第44条第1号から第6号、第47条第1号から第23号、第55条第1号、第6号から第7号及び第9号から第10号、第59条の2第1号から第5号、第59条の3第1号及び第2号）	【提供】 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。） （第8条第1号及び第2号、第9条第1号及び第3号から第5号、第10条の3、第11条第1号から第4号、第12条第1号から第6号及び第8号、第14条第3号、第17条第1号、第19条第1号から第6号、第20条第4号から第5号及び第7号から第8号及び第10号から第11号、第21条第1号及び第5号から第6号及び第8号から第10号、第22条第2号から第6号及び第8号及び第10号から第11号、第23条第1号、第24条第1号、第25条第8号、第26条の4第1号、第27条第3号、第28条第1号から第5号及び第7号から第9号、第32条第1号から第2号、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号から第6号、第47条第1項第2号から第23号、第52条、第53条第1号から第3号、第55条第1号及び第6号から7号及び第9号から第11号、第59条の2の2第1号から第11号、第59条の3第1号及び第2号）	事後	
令和3年5月31日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先	横浜市役所 市民局市民情報センター 231-0017 横浜市中区港町1-1 045-671-3884	横浜市役所 市民局市民情報課 231-0005 横浜市中区本町6-50-10 045-671-3882	事後	
令和3年5月31日	I 関連情報 8. 特定個人ファイルの取扱いに関する問い合わせ 連絡先	横浜市健康福祉局生活福祉部生活支援課 〒231-0017 神奈川県横浜市中区港町1-1 Tel.045-671-2404	横浜市健康福祉局生活福祉部生活支援課 〒231-0005 横浜市中区本町6-50-10 Tel.045-671-2404	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年3月30日	I 関連情報 4. 情報共有ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>【提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号別表第二 (9、10、14、16、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。) (第8条第1号及び第2号、第9条第1号及び第3号から第5号、第10条の3、第11条第1号から第4号、第12条第1号から第6号及び第8号、第14条第3号、第17条第1号、第19条第1号から第6号、第20条第4号から第5号及び第7号から第8号及び第10号から第11号、第21条第1号及び第5号から第6号及び第8号から第10号、第22条第2号から第6号及び第8号及び第10号から第11号、第23条第1号、第24条第1号、第25条第8号、第26条の4第1号、第27条第3号、第28条第1号から第5号及び第7号から第9号、第32条第1号から第2号、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号から第6号、第47条第1項第2号から第23号、第52条、第53条第1号から第3号、第55条第1号及び第6号から7号及び第9号から第11号、第59条の2の2第1号から第11号、第59条の3第1号及び第2号) <p>【照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第7号別表第二(26項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条各号 	<p>【提供】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号別表第二 (9、10、14、16、18、20、21、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116及び120項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「番号法別表第二主務省令」という。) (第8条第1号及び第2号、第9条第1号及び第3号から第5号、第10条の3、第11条第1号から第4号、第12条第1号から第6号及び第8号、第13条第3号、第14条第3号、第17条第1号、第19条第1号から7号、第20条第4号から第5号及び第7号から第8号及び第10号から第11号、第21条第1号及び第5号から第6号及び第8号から第10号、第22条第2号から第6号及び第8号及び第10号から第11号、第23条第1号、第24条第1号、第25条第8号、第26条の4第1号、第27条第3号、第28条第1号から第5号及び第7号から第9号、第32条第1号から第2号、第33条第3号、第35条第1号、第39条第1号、第44条第1号から第6号、第47条第1項第2号から第23号、第52条、第53条第1号から第3号、第55条第1号及び第6号から7号及び第9号から第11号、第58条第1号、第59条の2の2第1号から第11号、第59条の3第1号及び第2号) <p>【照会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 番号法第19条第8号別表第二(26項) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第19条各号 	事後	19条の項目追加に伴う4～16号の繰り下げのため